

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものに付いては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)今後の中長期事業方針で明確にしていく。 2020年の中長期の事業方針を策定。 1. 生涯スポーツとして、健康と生きがいのある豊かな人生をつくる。 2. 競技スポーツとして、自律の精神でフェアに挑戦する競技力と人格の向上を目指す。 3. 日本と世界をオリエンテーリングでつなぎ、国際友好に貢献する。 4. 社会に役立つ知識とスキルを広める。 5. 自然の中で行われる野外スポーツとして、環境に対して畏敬の念を持つ。 2020年以降の行動目標を策定し、目標達成期間を入れた。 ・ I O F の事業への協力・参画。世界・地区選手権大会の開催(隔年)等50項目を策定。 2020年度事業方針を策定。 ・ I O F の事業への協力、国際大会の招致、I O F への役員派遣 ・ 主催大会(全日本選手権)の安定的開催と質の維持、公認大会の増加等、17項目の目標を策定。	HPに開示している。 2020年度事業計画書 2020年度第23回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(2)今後の中長期事業方針で明確にしていく。 事務局の強化、事務局員の増加と業務分担の見直し(3年で人数倍増)をはかる。	HPに開示している。 2020年度事業計画書 2020年度第23回理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(3)今後の中長期事業方針で明確にしていく。 ・ 財政の健全化 ・ 収入財源の確保及び見直し ・ 毎年2月もしくは3月の理事会において、事業計画と収支予算を審議し、また、5月理事会では、事業報告と収支決算を審議、5月末か6月の総会で報告後、その内容をHPで公表している。 ・ 今後ともこれらの取り組みを継続充実し、健全性の確保に努めていく。	HPに開示している。 2020年度事業計画書 2020年度第23回理事会議事録

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものについては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1)多様性の確保 ・適切な役員選任、組織運営の見直し ・役員選任方法の改訂(2年)、外部役員招聘(4年) ※2020年の理事は19名です。割合として、女性2名(10%)。外部理事2名(男性1名、女性1名10%)となる。 2021年度の理事改訂では目標到達に向け行動する。 ・委員会等内部組織構造の見直し	役員名簿、委員会名簿ともHPに開示している。 理事選考規程 委員会規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること	該当しません	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1)多様性の確保 ・第23回理事会において、アスリート委員会の設置を決定。 ・強化選手を含むアスリート委員会で、本委員会の活動内容や方針について意見交換を行う	委員会規程内に、アスリート委員会を規定している。 委員名簿は、HPに開示している。 アスリート委員会は、第23回理事会にて設置を決定した。 第23回理事会議事録<HPにて開示している>
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(2)理事会 ・理事会は、適正な規模、実効性の確保ができる体制としている。 ・理事構成は、会員代表9名、学識理事11名以内としている。 現在は、役割等を勘案し19名(会員代表9名、学識理事11名)で構成している。 ・理事会の開催は、年4回以内として開催している。 ・中長期基本計画の基本方針の中で必要があれば、体制のあり方を整備して行く。	理事選考規程 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(3)役員等の新陳代謝への仕組み ・定款、理事選考規程、理事の職務権限規程で、役員の資格、範囲等に付いて定めている。	定款 理事選考規程 理事の職権限規程 役員在任年齢規程

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものに付いては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・役員の内任年齢に関しては規程を設けている。在任期間については特に設けていません。 今後、任期の長い理事から計画的に交代を図るとともに、中長期基本計画の基本方針の中で明確にし、整備して行く。	役員内任年齢規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等 今後中長期基本方針の中で明確にしていく。 ・2020年現在、独立した候補者選考委員会は設置されていません。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) NF及びその他役職員その他構成員が適用対象となる法令 ・役職員倫理規程等で法令遵守についての規定を整備し、HPで開示している。 今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。	役職員倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。 ・定款をはじめ、入退会に関する規則、委員会規程、情報公開規程、個人情報管理規程、役員報酬規程、役員内任年齢規程等、法人の運営に必要な一般的な規程を整備し、HPで開示している。	定款、入退会に関する規則、委員会規程、情報公開規程、個人情報管理規程、役員報酬規程、役員内任年齢規程、基本財産の取扱いに関する規程、基本財産資金運用取扱いに関する規則、寄付金等取扱規程、寄付金取扱実施基準、会員支援に関する規程、会員支援に関するガイドライン、オフィシャルパートナーに関する規程、表彰規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 法人の業務に関する規程を整備している。 ・社員総会運営規則、理事会運営規則、理事の職権限規程、旅費規程、謝金規程等を整備している。	社員総会運営規則、理事会運営規則、理事の職権限規程、旅費規程、謝金規程、
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。 ・役員報酬規程(HPに開示)、事務局賃金等内規を整備している。 今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。なお、役員、職員の内職手当はない。 今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。	役員報酬規程、事務局賃金等内規

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものに付いては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること 基本財産の取扱に関する規程、基本財産資金運用取扱に関する規則 現在、資産運用に関しての規程はないが、今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。	基本財産の取扱に関する規程、基本財産資金運用取扱に関する規則
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 財政的基盤を整えるための規程を整備している。 財政基盤としての、オフィシャルスポンサーは、オフィシャルパートナーに関する規程で毎年確認をし、HPで開示している。	オフィシャルパートナーに関する規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 ・強化委員会が主体となり、世界選手権等に向けての選考会を行い、代表選手を選考している。 (2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 ・現在のところ未整備のため、今後、必要な規程の見直しを適宜行っていく。 (3) 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。 ・現在のところ未整備のため、今後、必要な規程の見直しを適宜行っていく。	選考基準及び選考過程を強化委員会で整備 随時、HPで開示している。
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	競技の性質上審判員はいないが、大会の公平性を確保するため、運営者とは独立したイベントアドバイザーを協会が任命し、大会運営への助言・指導する制度を設けている（競技規則に規定）。また主催者の判断に対する提訴（異議申し立て）を扱う裁定員についても競技規則で定めている。	HPに開示している。 日本オリエンテーリング競技規則 イベントアドバイザー資格認定に関する規則 イベントアドバイザーに関する細則
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	相談内容に応じて、顧問弁護士に相談できるルートを確認している。	

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものについては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 ・危機管理・コンプライアンス委員会を設置している。 (2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 ・倫理規程を改定作業中であり、危機管理体制を構築中である。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。 ・現在5名で構成し、男性4名、女性1名で成立している。	役職員倫理規程、(倫理規程改定案を策定中) 委員名簿 HPに開示している
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。 ・現在5名で構成し、男性4名、女性1名で成立している。うち、弁護士が1名、大学における危機管理を専門とするもの1名が入っている。	委員名簿 HPに開示している
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在のところ、未実施です。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。 ・選手強化合宿時に、アンチ・ドーピング等の研修の時間を設け、教育を実施している。 ・大会等の会場に、アンチ・ドーピングの旗を掲げ啓発している。	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画 選手及び役職員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判制度はありません。 原則3{項目18}と同様。コンプライアンス教育については未実施。	なし

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものに付いては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	会計事務所と契約をし、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。法律・法務等についても、弁護士と契約をし、指導を受けているとともに日常的に相談できるルートを確保している。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の日常処理は、適切にかつ公正な会計原則を遵守できるよう、事務局の会計担当が主として記帳管理し、各日にでているものも記帳をし、複数チェックをしている。 監事は2名中1名は、税理士の資格を有している。1名は企業での総務経験者である。計算書類を含めた会計監査は年1回行っている。	監事名簿 HPに開示している。
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること		役職員倫理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。 ・2004年度より電子公告(協会HP)により行っている。 なお、不正を行った場合には、役職員倫理規程により懲戒処分の対象にしている。	・HP:協会概要 事業報告、収支決算 事業計画、収支予算 情報公開規程
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。	・HP:協会概要
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。 ・当協会の規程については、協会HPに開示している。 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等についても、当シートをHPに毎年開示していくこととしている。 ・利益相反については、役職員倫理規程で定め開示している。	・HP:協会概要 自己診断説明及び公表内容シート

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものについては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・利益相反が生じないように、定款及び役職員倫理規程に則り、事業管理をしている。 今後も利益相反ポリシーへの策定とともに、規程等の見直しを進めていく。	・HP：協会概要 定款 役職員倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	役職員倫理規程は作成しているが、利益相反ポリシーは策定していない。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度については倫理規程改定案（策定中）にて整備してゆく。事務局が窓口となり、危機管理・コンプライアンス委員会にて対応をしてゆく。	倫理規程改定案（策定中）
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	危機管理・コンプライアンス委員会には、弁護士と、大学の危機管理を専門とする者を、任用している。	委員会委員名簿<HPに開示している>
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	現在整備している役職員倫理規程を見直し、新規程に懲罰制度を盛り込む予定で進めている。	役職員倫理規程 倫理規程改定案（策定中）
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	理事会での決議に基づいて処分を行うように整備を進めている。 なお、中立性、専門性にも配慮し、処分の審査、及び処分案については、弁護士の見解を確認するよう整備して行く。	同上
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に関わる案件については、協会HPに自動応諾条項を開示し、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 今後、中長期基本方針の中で明確にし、不利益取扱禁止等、必要な規程の見直しは行っていく。	・HP：協会概要 スポーツ仲裁申し合わせ

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものに付いては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	同上	同上
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	オリエンテーリング安全のしおり、ナビゲーションスポーツのための安全ガイドを策定し、競技において通常想定しうる有事については対応の指針を用意している。テロ、選手団の乗った航空機の事故、など極小確率で発生しうる有事についても、今後指針を検討する。 危機管理・コンプライアンス委員会を設置している。 倫理規程を改定作業中であり、危機管理体制を構築中である。	倫理規程改定案（策定中） オリエンテーリング安全のしおり ナビゲーションスポーツのための安全ガイド
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	倫理規程に基づき、役員に対する注意を行った事例がある。 現在倫理規程を改定中で、調査体制、倫理委員会の開催、賞罰に関する規定などを策定中である。	令和2年9月発行の注意文書 倫理規程改定案（策定中）
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を設置する予定はない。	なし

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類の内、公開しているものについては、<HP>と記載している。http://www.orienteering.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織等の組織運営及び業務執行について、十分な指導、助言、及び支援を行う体制は、当協会の役員人員や、運営経費等から限られているものの、ブロック代表理事等を通じ、可能な限りの連携対応を行っている。	HP：協会概要 会員案内
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	各会員に対しては、理事会・総会の議事録、通達、広報誌等で、方針の伝達や、啓蒙を行っている。 各会員が主催する公認大会の案内、及び、結果をHPに掲載している。	HP：協会概要 HP：大会案内